



宇都宮市



不妊に悩む方への特定治療支援制度

指定医療機関において特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けたご夫婦に対し、治療費の一部を助成する制度です。

● 対象となる治療

体外受精および顕微授精、男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として手術を行った場合）

● 助成対象者（次の要件を全て満たす方）

- ・ 特定不妊治療が必要であると医師に判断され、指定医療機関において特定不妊治療を受けた方
- ・ 夫または妻が宇都宮市に居住している戸籍上の夫婦
- ・ 前年（1月から5月までの申請は前々年）の所得額が夫婦合わせて730万円未満（所得の範囲及び所得額の計算方法については、児童手当法施行令第2条及び第3条を準用します。）

● 助成回数（妻の年齢により、助成回数が異なります。）

初めて助成を受ける(受けた)際の 治療開始時の妻の年齢	助成回数（※）通算の回数は過去に受けた助成を含みます。 （他の都道府県、政令市、中核市からの助成も含みます。）
39歳以下	43歳に達するまで通算6回（※）（年度回数・通算年度制限なし）
40歳から42歳まで	43歳に達するまで通算3回（※）（年度回数・通算年度制限なし）
43歳以上	助成対象外（一つの治療期間の開始日が43歳に達しているもの）

● 助成金額（治療内容により助成金額が異なりますので、別表「特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の治療内容」をご参照ください。なお、市税に滞納がある場合は助成額が変わることがあります。）

治療内容（ステージ）	初回		2回目以降	
	治療金額	助成額	治療金額	助成額
A・B・D・E	45万円以上	45万円	45万円以上	30万円
	45万円未満	全額	15万円超え ～45万円未満	15万円を超えた額の 1/2+15万円
			15万円以下	全額
C・F	27万5千円以上	17万5千円	27万5千円以上	17万5千円
	7万5千円超え ～27万5千円未満	7万5千円を超えた額の 1/2+7万5千円	7万5千円超え ～27万5千円未満	7万5千円を超えた額の 1/2+7万5千円
	7万5千円以下	全額	7万5千円以下	全額

※ 男性不妊治療（Cの治療を除く）においては、特定不妊治療の一環として精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合が対象となり（通算6回まで）、上記表に加え、初回30万円（2回目以降15万円）を上限に上乗せいたします。

● 申請期限

治療が終了した日の属する年度内（3月31日まで）にご申請ください。

ただし、2月1日から3月31日までに終了した治療に限り、翌年度の5月31日まで申請することができます。期限を過ぎた申請は受付することができませんので、ご注意ください。

● 指定医療機関【栃木県内指定医療機関】

指定医療機関名	所在地	連絡先
国際医療福祉大学病院	那須塩原市井口 537-3	0287-37-2221 (代表)
那須赤十字病院	大田原市中田原 1081-4	0287-23-1122 (代表)
かわつクリニック	宇都宮市大寛 2-2-26	028-639-1118
ちかざわ Ladies' クリニック	宇都宮市城東 1-2-5	028-638-2380 (代表)
栃木県済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町 911-1	028-626-5500 (代表)
平尾産婦人科医院	宇都宮市鶴田 3-1-4	028-648-5222
福泉医院	宇都宮市下栗 1-1-1	028-639-1122
獨協医科大学病院	壬生町北小林 880	0282-87-2211 (産科婦人科)
自治医科大学附属病院	下野市薬師寺 3311-1	0285-44-2111 (代表)
中央クリニック	下野市薬師寺 3154	0285-40-1121 (代表)
城山公園すすきクリニック	佐野市久保町 263	0283-22-0195

※ 県外の指定医療機関については、お問い合わせください。
(厚生労働省ホームページで確認することもできます。)

● 必要書類 (申請書等は市ホームページからもダウンロードできます。)

1. 宇都宮市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書
 2. 宇都宮市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書 (医療機関が記入したもの)
 3. 特定不妊治療に要した金額を証明できる領収証や受領証等の書類原本または写し (請求書のみは不可) なお、提出された書類はお返しできません。領収証は写しでの提出が可能です。
 4. 【夫婦が宇都宮市内で別住所の場合 上記1.2.3. に加え】
 - ・ 法律上の婚姻関係にあることを証明できる、戸籍の全部事項証明または戸籍謄本
 5. 【夫又は妻が宇都宮市外に住所がある場合 上記1.2.3.4. に加え】
 - ・ 宇都宮市外に住所がある方の住所を確認できる、本籍・続柄が記載された住民票
 - ・ 宇都宮市外に住所がある方の所得額を証明する、市区町村発行の所得証明書または課税証明書 (1月から5月までの申請については、前々年の所得額を証明する書類となります。)
 - ※住民票、所得証明書に関してはマイナンバーで省略が可能です。
 6. 【転入された方 (1月2日以降)】
 - ・ 所得額を証明する、市区町村発行の所得証明書または課税証明書もしくはマイナンバー (1月から5月までの申請については、前々年の所得額で審査いたします。)
- ※所得額を証明する書類については、居住や課税状況により必要としない場合もあります。

● 申請窓口

- ・ 市役所 (子ども家庭課 2階・保健と福祉に関する相談窓口 1階)、
- ・ 平石、富屋、姿川、河内地区市民センター

【問い合わせ先】

〒320-8540

宇都宮市旭1-1-5 子ども家庭課 TEL 028(632)2296

HP: <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

